

鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策【概要版】

※本通知内容は、今年度内における対応となります。

令和5年3月6日
鴻巣市教育委員会

大原則 対策の

児童生徒、教職員は体調不良時は、学校を休む

こまめな手洗い・咳エチケット・メリハリのあるマスクの着用

3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）が重ならないように

正しい知識による行動 「差別をしない、許さない」



児童生徒、教職員は体調不良時は、学校を休む

＜児童生徒について＞

- 発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。「出席停止」として扱います。
- 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。また、同居家族がワクチン接種後に発熱等のかぜ症状が見られる場合においても、登校を控えていただくようお願いします。
- 児童生徒や同居家族の感染が疑われる場合（濃厚接触者、PCR検査等の対象者となる等）には、速やかに学校にご連絡ください。
- 児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けた場合には、結果が出るまでは児童生徒の登校を控えてください。「出席停止」として扱います。ただし、同居家族の職場等の方針による安全確認のための一斉PCR検査等の場合は、当該同居家族に発熱等のかぜ症状がない場合は、登校可とします。
- 授業日にワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応が見られる場合（同居家族含む）の出欠の取扱いについては、「出席停止」などの柔軟な取扱いをします。
- 毎朝、体温を測り、健康観察表に記入してください。登校後に提出し、学校も体調を確認します。
- 登校後、発熱等のかぜ症状がある場合は早退となります（保護者の迎えをお願いします）。

＜教職員について＞

- 毎朝、体温を測り、健康状態を確認します。
- 発熱等のかぜ症状がある場合は、管理職に申し出て、学校を休みます。

こまめな手洗い・咳エチケット・メリハリのあるマスクの着用

＜児童生徒、教職員共通＞

- 登校後、給食前、体育の授業前後、外遊びの後、トイレの後、共用物の使用前後などに、石鹸で丁寧に手洗いをします。
- 咳エチケットを心掛けます。
- 校内では、安全に留意して原則マスクをします。屋外では、体育の授業や登下校時など、マスクの着用が不要な場面において、積極的にマスクを外すよう指導します。その際、いずれも人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。（着脱のいずれも強制はしません）。
- 卒業式において、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- ※様々な理由により、マスクの着用が難しい又は外せない児童生徒については、児童生徒及び保護者の意向を確認し対応します。

3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）が重ならないように

<「密閉」を避ける工夫>

- 教室の窓は常時2方向開放します。常時開放が難しい場合には、1時間に数回、換気を行います。
- 休み時間は、換気をします。

<「密集」を避ける工夫>

- 整列、集合時は人との距離を1mは空けるようにします。
- 教室では、可能な限り机の間隔をとるようにします。
- 児童生徒が長時間密集して行う教育活動は、原則避けます。行う必要がある場合は、感染症対策を十分に行ったうえで、実施します。



<「密接」を避ける工夫>

- 児童生徒同士が密接になる教育活動は、原則避けます。近距離で対面にならないような形で教育活動を行います。近距離になってしまう場合は、マスクを着用します。
- 給食喫食時には、机を向かい合わせにしません。（会話は食事後にマスクを着用してから行います。）

正しい知識による行動 「差別をしない、許さない」

<感染症に対する正しい知識について>

- こまめな手洗い・咳エチケット・マスクの着用・「3つの密」を避けることなど、感染症予防に対する正しい知識と行動を指導します。

<免疫力を高めるために>

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるように指導します。

<心のケアについて>

- 心配事がある場合には、遠慮なく学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーやさわやか相談室等へ相談してください。
- 学校においても、児童生徒の変化に留意して対応してまいります。

<差別をしない、許さない>

- 感染者、濃厚接触者やその家族、医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながるような言動は決して許されるものではないことを指導します。
- インターネット等を利用する場合には、差別や偏見につながるような行為（誤った情報発信、感染者を特定しようとする、悪口や冷やかし等）をしないように指導します。
- マスクの着用、ワクチン接種に起因する差別や偏見につながるような行為をしないように指導します。

保護者の皆様へ

<感染症対策について>

- ご家庭でのお子様の検温や体調管理の徹底など、引き続き、感染症拡大防止へのご理解・ご協力をお願いいたします。
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に心掛け、体調管理に努めてください。
- 帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してください。

<登校に不安を感じる場合は…>

- 「本人が、喘息である」「家族に基礎疾患をもっている人がいる」「学校で感染が広がらないか心配」など、感染に関わることで、登校に不安を感じている保護者の皆様もいらっしゃるかと思います。ぜひ、各学校の学級担任、学年主任、養護教諭や校長、教頭などにご相談ください。欠席の扱いについては柔軟に対応します。
- ご相談は、鴻巣市教育委員会（学校支援課048-544-1214）または、鴻巣市立教育支援センター（048-569-3181）でも受け付けております。

